

入間市物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領

(平成19年4月1日施行)

[沿革] 平成21年9月9日改正、平成24年7月12日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の買入れ及び売払い並びに印刷の請負(以下「物品の買入れ等」という。)の契約を締結するために行う競争入札の適正かつ円滑な執行等を確保するため、物品の買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)、又はその使用人が虚偽記載、契約違反、贈賄(法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあつては、法人の役員等がした贈賄をいう。)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反行為、談合等を起こした場合の指名の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者又はその使用人若しくは下請負人がした行為が別表各号に掲げる措置要件の一に該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、指名停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する物品の買入れ等において、別表第5号又は第6号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人、又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に指名停止を行うことができる。

3 市長が指名停止の措置を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ別表の第3号から第6号までの措置要件の一に該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表の各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ別表の各号の措置要件の一に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、別表又は前2項の規定にかかわらず指名停止の期間の短期を別表又は前2項の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項の規定にかかわらず指名停止の期間の長期を別表又は第1項の長期の2倍の期間(当該長期の2倍が24月を超える場合は24月)まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第5号イ又は第6号イに該当したとき。

(2) 別表第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。

(3) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(4) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知等)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により指名停止の措置を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した物品の買入れ等に関するものであるときは、改善措置の報告書を提出させるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(警告)

第7条 市長は、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告)

第8条 市長は、第2条第2項の措置を行おうとする場合は、当該有資格業者から、役員等の兼職について報告させるものとする。

(指名停止の公表)

第9条 市長は、第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月9日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

別表(第2条関係)

指 名 停 止 措 置 基 準

区分	措 置 要 件	期 間
虚偽記載	(1) 市の発注する物品の買入れ等の契約に係る手続きにおいて、競争入札参加資格等確認申請書、入札参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
契約違反	(2) 市の発注する物品の買入れ等の契約に違反し、かつ、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
贈	(3) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下同じ。) ロ 一般役員等(有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約をする事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。) ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内 4月以上24月以内 3月以上24月以内
	(4) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上18月以内 3月以上18月以内 2月以上18月以内
独占禁止法違反行為	(5) 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 市発注の物品の買入れ等 ロ 上記以外での物品の買入れ等	当該認定をした日から 8月以上24月以内 4月以上18月以内

区分	措置要件	期間
競売 入札 妨害 又は 談合	(6) 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 市発注の物品の買入れ等 ロ 上記以外での物品の買入れ等	逮捕又は公訴を知った日から 8月以上24月以内 4月以上18月以内
不正 又は 不誠 実な 行為	(7) 前各号に掲げる場合のほか、物品の買入れ等に関し、不正又は不誠実な行為をし、かつ、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、かつ、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内
経営 不振	(9) 不渡手形を出し、又は銀行取引停止になる等倒産状態に陥り、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当と認められるとき。	市長が経営状態が安定したと認める日まで
報告 義務 違反	(10) 市の発注する物品の買入れ等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内
そ の 他	(11) 前各号に該当する場合のほか税の滞納状況が悪質であるなど物品の買入れ等の契約の相手方として不適当と認められるとき。	市長が滞納状況等が改められたと認める日まで